# 【消費生活の窓口から】

# 2022 年 4 月から、満 18 歳の誕生日を迎えれば“大人”に！

## ～成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます～

民法改正により、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から、成年年齢が現行の 20 歳から 18 歳に変わります。2022 年 4 月 1 日に 18 歳、19 歳に達している方は、その日から新成人となります。約 140 年ぶりに成年の定義が見直されることによって、何が変わって何が変わらないのか、一緒に確認しましょう。

| 18歳（成年）になったらできること | 20歳にならないとできないこと<br>（これまでと変わらないこと） |
|---|---|
| ◆親の同意がなくても契約できる<br>クレジットカードをつくる、ローンを組む、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる など<br><br>◆10 年有効のパスポートを取得する<br><br>◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る<br><br>◆結婚をする 男女ともに 18 歳に統一 | ◆飲酒をする<br> <br>◆喫煙をする<br><br>◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う<br><br>◆養子を迎える<br><br>◆大型・中型自動車運転免許の取得 |

未成年から成人になると様々なことが変わりますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることもその一つです。成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが（未成年者取消権。取り消せない場合もあるので注意）、成人になるとそうした保護はありません。現在でも、20 歳で保護がなくなったばかりの若者を狙い打ちにする悪質な業者がお

り、消費者トラブルに巻き込まれる件数が増えています。成年年齢を 18 歳に引き下げた場合には、18 歳、19 歳の方は、未成年者取消権を行使できなくなるため（契約を取り消すことができなくなるため）、更なる消費者被害の拡大が懸念されています。もちろん高校生であっても 18 歳になれば成人として扱われるため、自分でした契約には責任を持たなければなりません。

**【アドバイス】**

**◆消費者トラブルにあわないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、**
**その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。**

**◆消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」が開設されました。**→詳しくはコチラ(チラシ PDF)
**消費者トラブルにあわないために、知って安心の最新情報が得られますので活用しましょう。**

**◆「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」などのうまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。**

**◆借金を勧める業者に要注意。クレジット契約を利用する際には、安易に契約をしないようにしましょう。**

**◆消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合は、ひとりで悩まず、**
**消費生活相談窓口や消費者ホットライン１８８（いやや）（局番なし）に相談しましょう。**

※詳しくは、政府広報オンラインの下記等をご覧ください。
・18 歳から“大人”に！ 成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。
・18 歳、19 歳、20 歳の皆さん、ご用心！ 成人になると増える、こんな消費者トラブル～18 歳から大人～
・成年年齢引き下げ 特集ページ

**※消費者庁や国民生活センターのホームページもぜひご覧ください。**

※ご相談・お問い合わせ先
**中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎６６２－２５９３**